

平成 29. 11. 22 制定

改正 平成 30. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程第 10 条第 9 項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 センターは、全県体制による医師の配置や医師を始めとする医療スタッフの人材育成を推進するとともに、卒前・卒後を通じてシームレスに、全県体制でサポートする教育システムの構築と支援体制の確立のため、必要な情報をぐんま地域医療会議及び地域医療関係機関・団体へ提供することを目的とする。また、医療人育成教育の充実及び推進を図り、もって高度な専門性を有する医療人の養成を支援することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県内各地域における医療事情の継続的な調査・検証に関すること。
- (2) 県内医師配置の適正化（医師の地域偏在の解消）等重要事項の推進に関すること。
- (3) 医師を始めとする医療スタッフの人材交流や育成に関すること。
- (4) ぐんま地域医療会議の事務に関すること。
- (5) 各診療科，中央診療施設等，医療の質・安全管理部，先端医療開発センター等との連携に関すること。
- (6) 研修の企画・運営に関すること。
- (7) 卒前・卒後臨床研修に関すること。
- (8) スキルラボに関すること。
- (9) 臨床教育及び生涯学習プログラムに関すること。
- (10) 臨床教育に関し，医学部との連携及びその推進に関すること。
- (11) 男女協働キャリア形成の支援に関すること。
- (12) 看護職キャリア形成の支援に関すること。
- (13) 地域医療の支援に関すること。
- (14) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職 員)

第 4 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他病院長が必要と認める者 若干人

(組 織)

第 5 条 センターに次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 管理運営部門
- (2) 臨床研修部門（臨床研修センター）

- (3) スキルラボ部門
- (4) 男女協働キャリア支援部門
- (5) 看護職キャリア支援部門
- (6) 地域医療支援部門（地域医療支援センター）

2 前項に規定する部門に、それぞれ責任者を置き、センター長が指名する。

3 第1項の部門に係る業務については、各診療科及び各中央診療施設等と連携して、その必要な業務を行うものとする。

（管理運営部門）

第6条 管理運営部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの業務の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 教職員の研修受講記録に関する事。
- (3) 教職員の健康診断記録に関する事。
- (4) その他センターの運営に関する事。

（臨床研修部門）

第7条 臨床研修部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 卒前・卒後臨床研修の実施に関する事。
- (2) 研修医の募集及び登録に関する事。
- (3) 研修実施過程におけるカリキュラムの管理に関する事。
- (4) 指導医の評価に関する事。
- (5) 研修医の研修に係る評価・修了認定に関する事。
- (6) 研修医に係る連絡及び照会事項の対応に関する事。
- (7) 研修医に係る教育研修協力病院との連絡調整に関する事。
- (8) その他臨床研修（後期専門研修を含む。）に関する事。

（スキルラボ部門）

第8条 スキルラボ部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) スキルラボを使用した教育プログラムの企画・開発に関する事。
- (2) スキルラボの管理に関する事。
- (3) 卒前・卒後臨床研修のスキルラボに係る関係部署との連携に関する事。
- (4) その他スキルラボに関する事。

（男女協働キャリア支援部門）

第9条 男女協働キャリア支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女協働に対する啓発活動に関する事。
- (2) 教職員の就労継続及び復職支援に関する事。
- (3) 医師ワークライフ支援プログラムに関する事。
- (4) 教職員の研修に係る業務の総括及び連絡調整に関する事。
- (5) 医学部学生のキャリア形成のサポートに関する事。
- (6) その他教育・支援に関する事。

（看護職キャリア支援部門）

第10条 看護職キャリア支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 看護職の生涯教育に関する事。
- (2) 看護職キャリア支援プログラムの開発及びキャリア管理に関する事。

- (3) 保健学研究科との連携推進に関する事。
- (4) 学生の臨地実習に関する事。
- (5) 地域看護職への研修支援に関する事。
- (6) その他看護職キャリア支援に関する事。

(地域医療支援部門)

第 11 条 地域医療支援部門 (地域医療支援センター) は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県内各地域における医療事情の継続的な調査・検証に関する事。
- (2) 県内医師配置の適正化 (医師の地域偏在の解消) 等重要事項の推進に関する事。
- (3) 医師を始めとする医療スタッフの人材交流や育成に関する事。
- (4) ぐんま地域医療会議の事務に関する事。
- (5) 地域医療に貢献する人材の育成に関する事。
- (6) 医師のキャリア形成支援に関する事。
- (7) 地域医療再生の貢献に関する事。
- (8) 県内研修医の医療技術の向上に関する事。
- (9) その他地域医療支援に関する事。

(運営委員会)

第 12 条 センターの運営に関する事項を審議するため、地域医療研究・教育センター運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第 13 条 センター又は部門に、前条に規定するもののほか、その他必要に応じて委員会等を置くことができる。

(運営参加)

第 14 条 必要に応じて地域医療関係機関・団体から選出された者を、センターの運営に参加させることができる。

(事務)

第 15 条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。
- 2 群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター設置促進会議設置要項 (平成 29 年 2 月 14 日 制定) は、廃止する。
- 3 この規程施行後、最初に選出される第 4 条第 1 項に規定する職員の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 群馬大学医学部附属病院医療人能力開発センター規程（平成 20 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。